

兵庫県公報

令和4年11月11日金曜日 第362号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

	ページ
告 示	
○ 土地改良区役員の就任の届出（農地整備課）	1
○ 土地改良区役員の退任の届出（同）	1
○ 同 上（同）	2
○ 土地改良事業計画の変更の認可（同）	2
○ 土地改良区の定款の変更の認可（同）	2
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	2
○ 育種母樹林の指定の解除（林務課）	3
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	3
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（同）	3
○ 令和4年度兵庫県薬事功労者表彰（薬務課）	4
○ 大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	4
○ 県有地の一般競争入札による売払い（公営住宅管理課）	5
正 誤	
○ 令和4年5月27日付け兵庫県公報第314号中	6

告 示

兵庫県告示第1323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があった。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

岩見の里土地改良区

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	下 村 正 文	揖保郡太子町岩見構330番地5
同	大 西 義 彦	同 郡同 町岩見構424番地
同	塚 原 宏 一	同 郡同 町岩見構419番地1
同	丸 山 汪 昭	同 郡同 町岩見構54番地
同	塚 原 栄 一	同 郡同 町岩見構240番地
同	塚 原 好 治	同 郡同 町岩見構455番地1
同	大 西 信 司	同 郡同 町岩見構216番地3
監 事	釜 谷 孝	同 郡同 町岩見構284番地
同	小 谷 道 雄	同 郡同 町岩見構66番地

兵庫県告示第1324号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県天満大池土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	吉田幸男	加古郡稲美町中村93番地



兵庫県告示第1325号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員退任の届出があった。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

宮内土地改良区

退任役員

役員の区分	氏名	住所
監事	須磨樹	姫路市網干区田井189番地1
同	山田和哉	同市同区宮内38番地
同	高井幸宏	同市同区宮内169番地



兵庫県告示第1326号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の土地改良区に係る土地改良事業の計画変更を認可した。

この認可について不服がある場合には、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、神戸地方裁判所に対し、兵庫県を被告として、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	事業名	地区名	認可年月日
兵庫県東播土地改良区	国営東条川土地改良事業等により造成・改修された土地改良施設の維持管理事業	東条川地区	令和4年9月9日



兵庫県告示第1327号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

土地改良区の名称	認可年月日
兵庫県揖保川岩浦土地改良区	令和4年9月1日



兵庫県告示第1328号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次の土地改良区から清算人の退任の届出があった。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

宮内土地改良区

氏名	住所
----	----

山田 陽 一 姫路市網干区宮内24番地
 天川 亮 平 同 市網干区坂上98番地 1
 山田 良 作 同 市網干区宮内161番地 1
 田川 次 郎 同 市網干区宮内26番地
 森川 眞 吾 同 市網干区宮内161番地 3
 上田 秀 明 同 市網干区田井47番地 4
 後藤 裕 司 同 市網干区田井121番地
 開 發 明 弘 同 市網干区坂上145番地
 福井 勝 則 同 市網干区大江島701番地
 濱田 能 秀 同 市網干区宮内409番地 6
 三笠 良 清 同 市網干区宮内147番地 2
 三輪 敏 之 同 市網干区坂上158番地 7
 改發 政 幸 同 市網干区坂上217番地
 天川 弘 司 同 市網干区坂上280番地
 児嶋 孝 彦 同 市網干区田井195番地



兵庫県告示第1329号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定により、次の育種母樹林の指定を解除した。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指 定 年月日	指定採種 源の種別	樹種	所在地	面 積 (ha)	本 数	所有者等の 氏名又は名称	所有者等 の住所
兵庫育 46-15	S47. 3. 31	育種 母樹林	ヒノキ	朝来郡山東 町野間ほか	2.28	370	兵庫県知事	兵庫県神 戸市中央 区下山手 通5丁目1 0番1号

公 告

特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社 カワモト石油	姫路市広畑区蒲田529	令和4年9月1日



軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A304077	令和5年10月12日	養父市	但馬県民局	令和4年6月

令和4年度兵庫県薬事功労者表彰

表彰規則(昭和38年兵庫県規則第80号)第2条第4号の規定により、令和4年10月21日に次の者を表彰した。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 氏名及び住所

- 大塚 徹 神戸市西区
- 岡本 禎晃 大阪府池田市
- 木村 幹雄 神戸市北区
- 徳永 雅之 川西市
- 西村 友紀子 神戸市中央区
- 前之園 誠二 西宮市
- 山本 恭之 たつの市

2 功績内容

永年にわたり薬事衛生業務に従事し、県民の保健衛生の向上に多大の貢献をした。

大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- 名称 モリスホームセンター加古川店
- 所在地 加古川市加古川町木村71番地1

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

- | | | |
|-------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社ジョウエービル | 神戸市中央区多聞通二丁目1番17号 | 田中常雄 |

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 変更前

- | | | |
|------------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| モリスホーム株式会社 | 高砂市米田町島83番地の1 | 稲井陽一郎 |
| 株式会社G-7スーパーマーケット | 神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1 | 関大作 |
| アドバンステクノロジー株式会社 | 岡山市北区今三丁目24-31 | 河渕宏史 |

(2) 変更後

- | | | |
|------------------|-------------------|--------|
| 名称 | 住所 | 代表者の氏名 |
| 株式会社モリスホーム | 鳥取県倉吉市河原町1770番地 | 稲井陽一郎 |
| 株式会社G-7スーパーマーケット | 神戸市須磨区弥栄台四丁目8番地の1 | 関大作 |
| アドバンステクノロジー株式会社 | 岡山市北区西古松8番18号 | 河渕宏史 |

4 変更年月日

- 令和4年10月1日 ほか
- 5 届出年月日
令和4年10月25日
- 6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
- (1) 縦覧場所
兵庫県まちづくり部都市計画課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
令和4年11月11日から4月間
- 7 意見書の提出期限及び提出先
- (1) 提出期限
令和5年3月13日
- (2) 提出先
兵庫県まちづくり部都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



県有地の一般競争入札による売払い

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和4年11月11日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 入札に付する県有地
売払物件

物件 番号	所在地	地目	面積 (㎡)	最低売却価格 (円)	建物の有無
1	尼崎市上坂部一丁目211番2	宅地	2,789.92	非公表	無

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次に掲げる者以外の者であること。
- (1) 成年被後見人
- (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法第11条に規定する準禁治産者
- (5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
- (6) 破産者で復権を得ない者
- (7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者
なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。
ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者
ウ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する

暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

3 契約条項を示す場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号（兵庫県公社館3階）

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産管理担当

4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ。

(2) 配布期間及び申込期間

令和4年11月11日（金）から同年12月21日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日等（兵庫県の休日定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日）を除く。）の午前9時から午後5時まで

5 入札の場所及び日時

(1) 場所

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目18番2号

兵庫県公社館 1階 大会議室

(2) 日時

令和4年12月23日（金）午前10時30分

6 入札保証金

(1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。

(2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

(1) 入札書を所定の日時までに提出していること。

(2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。

(3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。

(4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

(5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

(6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。

(7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

(8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県まちづくり部公営住宅管理課管理班財産管理担当

電話（078）341—7711 内線4877

正 誤

○令和4年5月27日付け（兵庫県公報第314号）
兵庫県告示第670号（道路の区域の変更及び供用開始）中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
9	下から10	堰	櫛